

## 法人のお客様へ

### マニフェストについて

平成13年4月から始まったマニフェスト制度は、産業廃棄物の不適切な処理による環境汚染や不法投棄などの問題解決のため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト(産業廃棄物管理表)を使用するという制度です。

### マニフェスト(産業廃棄物管理表)とは

産業廃棄物排出事業者が、収集運搬業者または処分業者に対して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、委託した廃棄物の最終処分までの流れを常に把握して適正な処理が行われるように監視するための表のことで、マニフェストには「直行用(7枚複写)」と「積替用(8枚複写)」の2種類があります。ただし、排出事業者が書き起こす「一次マニフェスト」と中間処理業者が書き起こす「二次マニフェスト」とで書き方が異なります。



### 排出事業主が行うこと

【注】産業廃棄物の処理を業者に委託する際は、事前に委託業者との間で契約書の交換が必要となります。

#### 引渡しの際に…

- A票に必要事項を記入します。
- 運搬担当者欄に署名されたことを確認した後、控え「A票」を受け取り確実に保存します。

A票

処分施設に直行する場合

積替を行う場合

#### 処分終了後に…

##### 直行用マニフェストの場合

- 運搬業者から「B2票」、処分業者から「D票」「E票」が戻ってきたら、そのつど保存していた「A票」の称号欄に日付を記入します。



- 「A票」「B2票」「D票」「E票」を5年間保存します。

##### 積替用マニフェストの場合

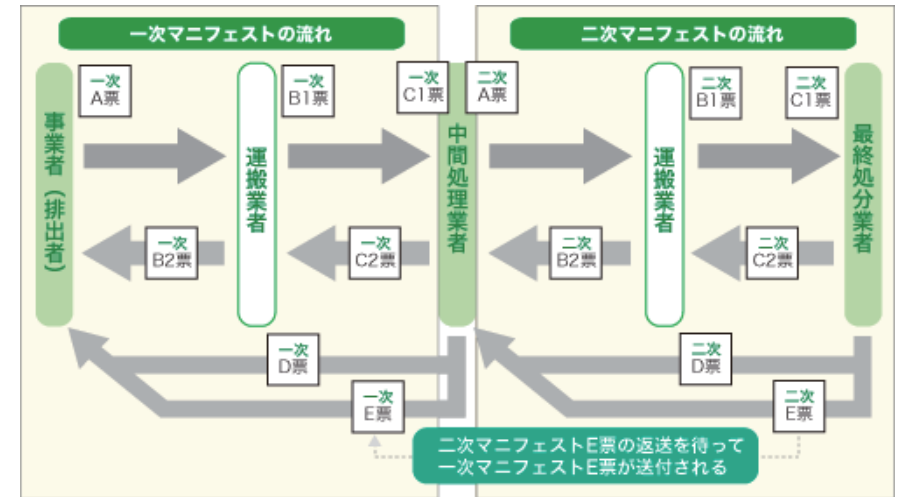
- 運搬業者から運搬区分に応じた「B2票」「B4票」「B6票」を、処分業者から「D票」「E票」が戻ってきたら、そのつど保存していた「A票」の称号欄に日付を記入します。



- 「A票」「B2票」「B4票」「B6票」「D票」「E票」を5年間保存します。

### マニフェストの流れ(直行用マニフェストの場合)

【注】産業廃棄物の処理を業者に委託する際は、事前に委託業者との間で契約書の交換が必要となります。



### 使用義務と罰則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」の一部が改正され、平成13年4月1日から、産業廃棄物の処理確認を最後まで行うことが義務づけられています。マニフェストを適正に使用しない場合には、排出事業者に50万円以下の罰金が課せられます。

回収禁止  
品目

- |      |      |                |
|------|------|----------------|
| 蛍光灯  | オイル系 | 植木鉢の中の土        |
| ライター | ベンキ  | 汚泥             |
| 電池   | 農薬   | 焼却後の灰          |
| ガソリン | 液状の物 | 期限切れの食品(手続き必要) |
| シンナー | 砂    | 発煙筒(未使用)       |

※個々にご契約いただければ、回収可能です。もしくはご紹介させていただきます。

ゴミ(廃棄物)の処理なら、どんなことでもお気軽にご相談ください。



〒512-1304 三重県四日市市中野町2010(工業団地)  
TEL:059-339-7000(代表) FAX:059-339-7171

ご指定場所お伺い 見積り・相談無料

0120-530-544